

奥州金ケ崎行政事務組合告示第4号

令和3年度及び令和4年度において奥州金ケ崎行政事務組合物品の製造の請負又は物品の買入に係る指名競争入札参加者の資格、指名等に関する要綱（平成20年奥州金ケ崎行政事務組合告示第5号）第5条の規定による物品の製造の請負又は買入れ、役務の提供及び賃貸等の指名競争入札に参加しようとする者の資格要件等を次のとおり定めた。

令和3年2月3日

奥州金ケ崎行政事務組合管理者 小 沢 昌 記

1 資格要件

資格審査を受けることができるのは、次に掲げる事項全てに該当する者とする。

- (1) 令和3年1月1日現在、1年以上の営業実績がある者
- (2) 営業に関し法令上許可、認可等を必要とする業種にあつてはこれを受けている者

2 欠格要件

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 納税証明書の提出を要する税目に未納がある者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請している者
- (4) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (5) 次のアからカまでのいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年間を経過しない者
 - ア 契約の履行にあたり、故意に製造等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方公共団体の監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 入札参加資格審査申請を要する営業種目

(1) 物品購入等

ア 事務用機器類 イ 医療用機器類 ウ 薬品 エ 消防防災器具類
オ 厨房器具類 カ 電気機器類 キ 写真・光学器械類 ク 機械工具類
ケ 測量・測定器類 コ 車両類 サ 繊維・被服類 シ 建設資材 ス 燃料類
セ 印刷製本 ソ 図書 タ その他

(2) 役務の提供

ア 警備 イ 庁舎等管理 ウ 上水道施設管理 エ 一般廃棄物処理施設管理
オ 火葬場施設管理 カ 浄化槽管理 キ 電気設備保守・点検修理・整備
ク 通信設備保守・点検修理・整備 ケ 機械設備保守・点検修理・整備
コ O A機器保守・点検修理・整備 サ I T関連業務 シ 車両等 ス 廃棄物
セ 運送・運搬 ソ 緑地等管理 タ 害虫駆除等 チ 催事関係

ツ 検査・分析・調査等 テ その他

(3) 賃貸等

ア 仮設建物・トイレ等 イ 乗用車 ウ バス エ 特殊自動車・除雪車
オ 建設機械 カ 複写機 キ プリンター ク 情報機器（コンピュータ等）
ケ ソフトウェア・システム コ 通信機器 サ 寝具 シ 清掃用具
ス 医療機器・医療用具 セ その他

4 提出書類

(1) 令和3・4年度物品購入等指名競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

(2) 希望営業種目表（様式第1-2, 3, 4号）

(3) 希望営業種目明細書（様式第1-5号）

(4) 委任状（様式第2号）

※ 入札、契約等に関する事務を支店、営業所等に委任する場合に提出のこと。

(5) 営業実績調書（様式第3号, 3-2号）

(6) 物品購入等指名競争入札参加資格審査調書（様式第4号）

(7) 商業登記簿謄本の写し又は身分証明書の写し

※ 発行後3か月以内のものに限る。

〔法人の場合〕 法務局で発行する商業登記簿謄本（全部事項証明書）

〔個人の場合〕 本籍地の市町村役場の戸籍担当課で発行する身分証明書

(8) 許可・認可等の証明書の写し

※ 営業に関し法令上の許可、認可等を必要とする場合

(9) 納税証明書（原本又は写し）

次の税について、該当する全ての証明書で、発行後3か月以内のもの。

ア 国の税に係る証明書

消費税及び地方消費税、法人税並びに申告所得税について未納税額のないことの証明書

〔個人の場合〕 税務署で発行する証明書 … その3の2

〔法人の場合〕 同 … その3の3

イ 奥州市又は金ケ崎町の税に係る証明書

① 奥州市内に主たる営業所を有する者又は奥州市内に支店若しくは営業所を有する法人は、課税、非課税に関わらず提出のこと。

市税（法人市民税、個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）について、未納がないことの証明書又は納税証明書

② 金ケ崎町内に主たる営業所を有する者又は金ケ崎町内に支店若しくは営業所を有する法人は、課税、非課税に関わらず提出のこと。

町税（法人町民税、個人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）について、未納がないことの証明書又は納税証明書

(10) 暴力団関係者に該当しない旨の誓約書（様式第5号）

(11) 宛先を明記し、郵便切手84円を貼付した返信用封筒（長形3号）

※受理票が必要な者のみ。

(12) 提出書類の規格等

ア 4申請書類中(1)から(5)は、奥州金ケ崎行政事務組合が定めた様式とする。

イ A4判とし、フラットファイルに(1)から(9)に掲げる順序で綴り込むものとする

る。

5 提出部数

1部

6 申請書の受付期間等

(1) 受付期間

令和3年2月15日(月)から随時。

なお、令和3年2月15日以降の日の消印又は受付日の記入のあるものに限り受け付けるものとする。

(2) 提出場所

〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河字仙人49番地
奥州金ヶ崎行政事務組合 企画総務課財政係

(3) 提出方法

郵便による。

7 資格者名簿への登載期間

令和3年度及び令和4年度とする。ただし、次の名簿を作成するまでは有効とする。

8 資格者名簿に登載したときの通知

資格者名簿に登載したときは、当該資格者に通知する。

9 提出書類記載事項の変更届

申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、その都度任意の様式による変更届にその事実を証明する適宜の書類を添付し、提出すること。

(1) 本社等の所在地、電話番号等を変更した場合

(2) 商号又は名称を変更した場合

(3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名を変更した場合

(4) 受任者を変更した場合

(5) 資本金を変更した場合

(6) その他提出書類の記載事項に重大な変更があった場合

10 承継等による申請

申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、承継申請書を提出すること。提出書類等詳細については、11その他(3)「申請に関する問合せ先」に問い合わせのこと。

(1) 個人から法人となり承継をした場合

(2) 個人事業主の死亡等により承継をした場合

(3) 法人が合併等により承継をした場合

11 その他

(1) 申請書類の記載事項の基準日は、令和3年1月1日とする。

(2) 申請書を郵便等で提出する場合は、送付用封筒の表に「入札参加資格審査申請書(物品購入等)」と表示のこと。

(3) 申請に関する問合せ先

奥州金ヶ崎行政事務組合 企画総務課財政係
(TEL 0197-24-5821 FAX 0197-24-5823)